

## 平成十六年国土交通省令第五十九号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律（平成十六年法律第三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則を次のように定める。

### 目次

第一章 総則（第一条～第五条）
第二章 国際航海船舶の保安の確保
第一節 國際航海日本船舶に関する措置
第一款 國際航海日本船舶の保安の確保のため必要な措置（第六条～第十二条）
第二款 國際航海日本船舶の検査等（第十三条～第三十八条）
第三款 船級協会（第三十九条～第四十三条）
第三章 國際港湾施設の保安の確保
第一節 雜則（第四十四条～第四十七条）
第二節 國際航海外国船舶に関する措置（第四十八条～第五十二条）
第四章 國際港湾施設の保安の確保
第一節 國際埠頭施設に関する措置（第五十条～第五十三条）
第二節 國際水域施設に関する措置（第六十五条～第七十三条）
第四章 國際航海船舶の入港に係る規制（第七十四条～第七十八条）
第五章 雜則（第七十九条～第八十四条）
附則 第一章 総則（用語）
第一条 この省令において「国際規則」とは、条約附属書第十一章の二第一規則に規定する船舶及び港湾施設の保安に関する国際規則をいう。
2 この省令において「地方運輸局長等」とは、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）並びに運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二号に掲げる運輸支局・福岡運輸支局を除く。）を除く。）同令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条规定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省が所掌する事務（平成十一年法律第一百号）第四条第一項第一百一号に規定する事務を分掌するもの及び内閣府設置法第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方整備局において所掌することとされている事務のうち国土交通省設置法（平成十一年法律第一百号）第四条第一項第一百一号に規定する事務を分掌するもの及び内閣府設置法第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所等」という。）の長をいう。
第三条 法第二条第一項第二号の国土交通省令で定める海域は、次に掲げる海域とする。
一 東京湾（千葉県洲崎灯台から神奈川県剣崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）
二 伊勢湾（愛知県渥美郡渥美町大山三角点から三重県石鏡灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）
三 濑戸内海（和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県蒲生岬灯台まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線、山口県六連島灯台から五六度四、八〇〇メートルの地点から〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から山口県六連島鶴ノ石鼻まで引いた線、同島ウドノ鼻から二二三度四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四四度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五七度二、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四六度三〇分に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）
四 非国際航海船舶の範囲
第二条 法第二条第一項第一号の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。
一 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第一項第一号に規定する漁船
二 推進機関を有しない船舶
三 国が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの
四 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他これらに準ずる船舶
五 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣がその航海の目的、態様、運航体制等を勘案して船舶の保安の確保上差し支えないと認め

号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）の長（以下「運輸支局長等」という。）をいう。
3 この省令において「所有者所在地官庁」とは、国際航海日本船舶の所有者の所在地を管轄する地方運輸局長（国際航海日本船舶の所有者が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長）をいう。
4 この省令において「船舶所在地官庁」とは、国土交通省令第二十一号別表第五に掲げる事務所（空港整備事務所を除く。）、開発建設部で北海道開発局において所掌することとされている事務のうち国土交通省設置法（平成十一年法律第一百号）第四条第一項第一百一号に規定する事務を分掌するもの及び内閣府設置法第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方整備局において所掌することとされている事務のうち国土交通省設置法（平成十一年法律第一百号）第四条第一項第一百一号に規定する事務を分掌するもの及び内閣府設置法第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所等（以下「地方整備局の事務所等」とい）の長をいう。
5 この省令において「地方整備局の事務所長等」とは、地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号別表第五に掲げる事務所（空港整備事務所を除く。）、開発建設部で北海道開発局において所掌することとされている事務のうち国土交通省設置法（平成十一年法律第一百号）第四条第一項第一百一号に規定する事務を分掌するもの及び内閣府設置法第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方整備局において所掌することとされている事務のうち国土交通省設置法（平成十一年法律第一百号）第四条第一項第一百一号に規定する事務を分掌するもの及び内閣府設置法第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所等（以下「地方整備局の事務所等」とい）の長をいう。
6 この省令において「港湾施設所在地官庁」とは、国際埠頭施設又は国際水域施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長をいう。
7 前各項に規定するものほか、この省令において使用する用語は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による（非国際航海船舶の範囲）。

2 法第二条第一項第一号の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。
一 約国際航海船舶の保安の確保
二 船舶又は港湾施設を損壊する行為
三 正当な理由なく船舶又は港湾施設に立ち入る行為
四 船舶の運航を不法に支配する行為
五 船舶の運航を不法に支配する行為
六 可視可聴の警報を発しないものであること
七 前項に定めるもののほか、船舶警報通報装置の設置に関する技術上の基準の細目は、国土交通省令が告示で定める。

国際措置	海上保安	海上運送	国際標
一 保 安 措 置	イ 制 限 区 域 を 設 定 す る こ と。	レ ー ル 一 本 人 確 認 そ の そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と。	レ ー ル 一 本 人 確 認 そ の そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と。
二 保 安 措 置	レ ー ル 二 本 人 確 認 そ の そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と。	レ ー ル 二 本 人 確 認 そ の そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と。	レ ー ル 二 本 人 確 認 そ の そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と。
三 保 安 措 置	レ ー ル 三 本 人 確 認 そ の そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と。	レ ー ル 三 本 人 確 認 そ の そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と。	レ ー ル 三 本 人 確 認 そ の そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と。

3  
一  
当該国際航海日本船舶について国土交通大臣が保安レベル一を設定した場合に、当該条約締約国の政府が保安レベル二又は保安レベル三に相当する指標を設定したとき。  
二  
当該国際航海日本船舶について国土交通大臣が保安レベル二を設定した場合に、当該条約締約国の政府が保安レベル三に相当する指標を設定したとき。  
三  
法第六条の国土交通省令で定める措置は、次の表の上欄に掲げる国際海上運送保安指標に応して、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。ただし、国際航海日本船舶について国土交通大臣がその構造、設備等を勘案して保安上差し支えないと認める場合にあっては、この限りでない。

4  
一  
当該国際航海日本船舶について国土交通大臣が保安指標を設定し、施錠その他の措置を行つて、国際航海日本船舶に入港をしようとする場合に、速やかに、船舶保安規程に定めるところにより行うものとする。  
二  
当該国際航海日本船舶が条約締約国の港にあり、又は条約締約国の港に入港をしようとする場合であつて、次の各号に掲げるときにおける法第六条の規定による船舶指標対応措置の実施は、当該国際航海日本船舶について当該条約締約国の政府が設定した國際海上運送保安指標に相当する指標を変更した場合を含む。(次項において同じ。)

#### (船舶指標対応措置)

第七条 法第六条の規定による船舶指標対応措置の実施は、法第三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により国土交通大臣が国際航海日本船舶について国際海上運送保安指標を設定し、かつ、これを公示した場合に、速やかに、船舶保安規程に定めるところにより行うものとする。

2  
国際航海日本船舶が国際航海日本船舶について国際海上運送保安指標を設定し、かつ、これを公示した場合に、速やかに、船舶保安規程に定めるところにより行うものとする。

2  
国際航海日本船舶が条約締約国の港にあり、又は条約締約国の港に入港をしようとする場合であつて、次の各号に掲げるときにおける法第六条の規定による船舶指標対応措置の実施は、当該国際航海日本船舶について当該条約締約国の政府が設定した國際海上運送保安指標に相当する指標を変更した場合を含む。(以下この項において同じ。)

4 一 前項に定めるもののほか、国際航海日本船舶であつて国際不定期旅客船(海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第六項に規定する不定期航路事業に使用する旅客船をいふ。以下同じ。)であるもの(以下この条において「国際不定期日本旅客船」という。)が重本個人確認その他の措置を講ずること。	ハ 積荷、船用品その他の国際航海日本船舶に持ち込まれる物(以下この表において「積荷等」という。)について点検すること。 二 船内の巡回又は監視すること。 ホ 国際航海日本船舶の周囲の監視をすること。 ホ 関係行政機関及び埠頭保安管理者その他他の関係者との連絡及び調整を図ること。 ト その他国土交通大臣が特に必要と認められた措置を講ずること。
二 法第七条第一項の規定による船舶保安統括者	ハ 船舶保安統括者が第一項に規定する要件を満たす者である旨の説明 二 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 三 船舶保安統括者が前項の規定に適合する事項 四 選任し、又は解任した年月日 五 選任の届出の場合にあつては、次に掲げる事項 六 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 七 船舶保安統括者が前項の規定に適合する事項 八 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 九 船舶の保安に関する情報の管理方法に関する事項 十 船舶の運航に関する事項 十一 港湾施設の運営に関する事項
三 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 四 船舶保安統括者が前項の規定に適合する事項 五 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 六 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 七 船舶保安統括者が前項の規定に適合する事項 八 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 九 船舶の保安に関する情報の管理方法に関する事項 十 船舶の運航に関する事項 十一 港湾施設の運営に関する事項	ハ 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 二 船舶保安統括者が前項の規定に適合する事項 三 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 四 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 五 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 六 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 七 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 八 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 九 船舶の保安に関する情報の管理方法に関する事項 十 船舶の運航に関する事項 十一 港湾施設の運営に関する事項
四 船舶保安管理者、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務に従事する者(船舶保安管理者を除く。以下「船舶保安從事者」と) 五 船舶保安管理者の承認を受けた埠頭保安規程に相当する規	ハ 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 二 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 三 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 四 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 五 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 六 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 七 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 八 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 九 船舶の保安に関する情報の管理方法に関する事項 十 船舶の運航に関する事項 十一 港湾施設の運営に関する事項

程に係る重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設(以下この条において「重要国際埠頭施設等」という。)に係留される場合における法第六条の規定による船舶保安統括者選任(解任)届出書を、原子力船等(原子力船特殊規則(昭和四十二年運輸省令第八十四号)第二条に規定する原子力船及び危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第四十五条に規定する船舶をいう。以下同じ。)に係るものにあつては国土交通大臣が告示で定めた協議した結果を国土交通大臣が告示で定めるところにより相互に確認する書面をいう。

以下同じ。)の作成及び当該保安確認書において確認された事項の実施とする。  
前項の保安確認書は、作成した日から三年間保存するものとする。

第五 一 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 船名、船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 三 選任し、又は解任した船舶保安統括者の氏名及び生年月日 四 選任し、又は解任した年月日 五 選任の届出の場合にあつては、次に掲げる事項 六 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 七 船舶保安統括者が前項の規定に適合する事項 八 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 九 船舶の保安に関する情報の管理方法に関する事項 十 船舶の運航に関する事項 十一 港湾施設の運営に関する事項	第五 一 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 船名、船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 三 選任し、又は解任した船舶保安統括者の氏名及び生年月日 四 選任し、又は解任した年月日 五 選任の届出の場合にあつては、次に掲げる事項 六 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 七 船舶保安統括者が前項の規定に適合する事項 八 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法 九 船舶の保安に関する情報の管理方法に関する事項 十 船舶の運航に関する事項 十一 港湾施設の運営に関する事項
六 法第七条第五項の業務の範囲は、次に掲げるものとする。 一 船舶保安規程の作成及びその変更に関する事項 二 船舶保安評価書の作成に関する事項 三 船舶保安規程の承認及び法定検査、法第十二条第二項の審査及び検査並びに同条第三項の検査に係る申請その他の行為に関する事項	六 法第七条第五項の業務の範囲は、次に掲げるものとする。 一 船舶保安規程の作成及びその変更に関する事項 二 船舶保安評価書の作成に関する事項 三 船舶保安規程の承認及び法定検査、法第十二条第二項の審査及び検査並びに同条第三項の検査に係る申請その他の行為に関する事項
七 法第七条第一項の規定による船舶保安統括者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際航海日本船舶の保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行う。 一 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者 二 法第七条第四項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者	七 法第七条第一項の規定による船舶保安統括者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際航海日本船舶の保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行う。 一 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者 二 法第七条第四項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者
八 船舶保安管理者、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務に従事する者(船舶保安管理者を除く。以下「船舶保安從事者」と) 九 船舶保安管理者の承認を受けた埠頭保安規程に相当する規	八 船舶保安管理者、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務に従事する者(船舶保安管理者を除く。以下「船舶保安從事者」と) 九 船舶保安管理者の承認を受けた埠頭保安規程に相当する規

3  
法第七条第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した船舶保安統括者選任(解任)届出書を、原子力船等(原子力船特殊規則(昭和四十二年運輸省令第三十号)第四十五条に規定する船舶をいう。以下同じ。)に係るものにあつては国土交通大臣が告示で定めた協議した結果を国土交通大臣が告示で定めるところにより相互に確認する書面をいう。

以下同じ。)の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際航海日本船舶の保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行う。

十 船舶保安統括者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際航海日本船舶の保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行う。 一 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者 二 法第七条第四項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者	十 船舶保安統括者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際航海日本船舶の保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行う。 一 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者 二 法第七条第四項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者
十一 船舶保安統括者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際航海日本船舶の保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行う。 一 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者 二 法第七条第四項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者	十一 船舶保安統括者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際航海日本船舶の保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行う。 一 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者 二 法第七条第四項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者
十二 船舶保安統括者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際航海日本船舶の保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行う。 一 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者 二 法第七条第四項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者	十二 船舶保安統括者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際航海日本船舶の保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行う。 一 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者 二 法第七条第四項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者
十三 船舶保安統括者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際航海日本船舶の保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行う。 一 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者 二 法第七条第四項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者	十三 船舶保安統括者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際航海日本船舶の保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行う。 一 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者 二 法第七条第四項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者



する船舶保安記録簿への記載に代えることができる。

(船舶保安規程)

**第十六条** 法第十一條第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 船舶警報通報装置に関する事項

二 船舶指標対応措置の実施に関する事項

三 船舶保安統括者の選任に関する事項

四 船舶保安管理者の選任に関する事項

五 操練その他教育訓練の実施に関する事項

六 船舶保安記録簿の備付けに関する事項

七 船舶保安従事者の職務及び組織に関する事項

八 国際航海日本船舶の保安の確保に関する設備に関する事項

九 国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務に関する監査に関する事項

十 国際航海日本船舶の保安に関する情報の管理方法に関する事項

十一 危害行為が発生した場合の対処方法に関する事項

十二 前各号に掲げるものほか、国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な事項として国土交通大臣が告示で定める事項

十三 前条第一項の規定は、法第十一條第一項の規定による船舶保安規程の備置きについて準用する。

十四 前条第三項及び第四項の規定は、法第十一條第一項の規定による船舶保安規程の記載について準用する。この場合において、「同条第四項中「第一項の表の下欄の各号に掲げる事項」とあるのは、「第十六条第一項各号に掲げる事項」と読み替えるものとする。

(船舶保安規程の承認の申請)

**第十七条** 法第十一條第四項の承認を受けようとする者は、船舶保安規程承認申請書(第一号様式)を、原子力船等に係るものにあつては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあつては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

船舶保安規程承認申請書には、船舶保安規程及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 船舶保安評価書

二 一般配置図

三 船体中央横断面図

四 船舶警報通報装置の構造及び配置を示す図面

3 五 制限区域を示す図面

国土交通大臣又は所有者所在地官庁は、前項に規定するもののほか、承認のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

(船舶保安規程の変更の承認の申請)

**第十八条** 船舶保安規程の承認を受けた者は、当該承認を受けた船舶保安規程について変更(第二十条各号に掲げる変更を除く。)をしようとする場合は、船舶保安規程変更承認申請書(第二号様式)を、原子力船等に係るものにあつては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあつては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

(船舶保安規程の変更の承認の引継ぎ)

**第十九条** 第十七条又は前条の規定により申請をした者は、当該申請をした者の所在地が所有者所在地官庁の管轄する区域外に移転した場合は、当該申請をした所有者所在地官庁に船舶保安規程承認申請書(第三号様式)を提出して、新たな所有者所在地官庁への船舶保安規程の承認の引継ぎを受けることができる。

(船舶保安規程の軽微な変更)

**第二十条** 法第十一條第四項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 操練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項に係る変更

二 船舶保安統括者の選任に関する事項の変更

三 船舶保安管理者の選任に関する事項の変更

四 前三号に掲げるものほか、国際航海日本船舶の保安の確保に支障がないと国土交通大臣が認める事項の変更

(船舶保安規程の軽微な変更の届出)

**第二十一条** 船舶保安規程の承認を受けた者は、船舶保安規程を変更する場合にあっては、第七十七条第二項第二号から第五号までに掲げる書類のうち当該変更に係るものに掲げる書類の写し

ハ 船舶保安規程の写し

二 前号の場合を除き、定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合は、次の書類

イ 船舶保安証書

ロ 船舶警報通報装置

ハ 船舶保安規程を変更する場合にあっては、第七十七条第二項第二号から第五号までに掲げる書類のうち当該変更に係るものに掲げる書類の写し

二 船舶保安規程の写し

ハ 船舶保安規程を変更する場合にあっては、第七十七条第二項第二号から第五号までに掲げる書類のうち当該変更に係るものに掲げる書類の写し

一 国際航海日本船舶の構造、設備等について実地にその状況を調査すること。

二 船舶保安評価書の作成に関する知識及び能力を有する者により評価が行われること。

三 第三十三条第一項各号に掲げる事由のいづれかに該当することを示す書類

四 第十五条第一項の規定は、法第十一條第二項の規定による船舶保安評価書の記載について準用する。

五 第十五条第四項の規定は、法第十一條第二項の規定による船舶保安評価書の記載について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項の表の下欄の各号に掲げる事項」とあるのは、「法第十一條第五項の規定により行つた評価の結果」と読み替えるものとする。

(検査の引継ぎ又は委嘱)

**第二款** 国際航海日本船舶の検査等

(検査の申請)

**第二十三条** 定期検査、中間検査又は臨時検査を受けるとする者は、船舶保安検査申請書(第四号様式)を、原子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては船舶保安規程承認申請書(第三号様式)を提出して、新たな所有者所在地官庁への船舶保安規程の承認の引継ぎを受けることができる。

(船舶保安規程の軽微な変更)

**第二十四条** 法定検査を申請した者は、当該申請に係る原子力船等以外の国際航海日本船舶が船舶所在地官庁の管轄する区域外に移転した場合は、当該申請をした船舶所在地官庁に検査引継ぎ申請書(第六号様式)を提出して、新たな船舶所在地官庁への検査の引継ぎを受けることができる。

(法定検査の引継ぎ又は委嘱)

**第二十五条** 法定検査を受けようとする者は、当該法定検査を受けるべき事項について、次に掲げる準備をするものとする。

一 定期検査、中間検査又は臨時航行検査を受ける場合の準備には、次に掲げるものと認められるべき理由があると認めるときは、その検査を当該他の地方運輸局長等に委嘱することができる。

(法定検査の準備)

二 国土交通大臣又は船舶所在地官庁は、法定検査に係る国際航海日本船舶の一部の物件が他の地方運輸局長等の管轄する区域内にある場合であつて、当該法定検査を申請した者の申請によりやむを得ない理由があると認めるときは、その検査を当該他の地方運輸局長等に委嘱することができる。

(法定検査の準備)

二 前号の場合を除き、定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合は、次の書類を添付しなければならない。

一 定期検査を初めて受ける場合は、次の書類を添付しなければならない。

イ 臨時船舶保安証書(臨時船舶保安証書の交付を受けている国際航海日本船舶に限り)

二 前号の場合を除き、定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合は、次の書類を添付しなければならない。

イ 船舶保安規程承認申請書(第五号様式)を、原子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては船舶所在地官庁に提出しなければならない。

二 船舶保安規程の写し

ハ 船舶保安規程を変更する場合にあっては、第七十七条第二項第二号から第五号までに掲げる書類のうち当該変更に係るものに掲げる書類の写し



(船舶保安証書等の書換え)  
第三十六条 国際航海日本船舶の所有者は、証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、当該証書を添付して船舶保安証書等書換申請書(第十一号様式)を、原子力船等に係るものにあつては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあつては船舶所在地官庁に、提出し、その書換えを受けなければならない。

(証書の返納)

第三十七条 国際航海日本船舶の所有者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する証書(第四号の場合にあつては、発見した証書)を、原子力船等に係るものにあつては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあつては船舶所在地官庁に、返納しなければならない。

一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき

二 船舶が国際航海日本船舶でなくなったとき

三 証書の有効期間が満了したとき

四 証書を滅失したことにより証書の再交付を受けた後、その滅失した証書を発見したとき

五 前各号に掲げる場合のほか、船舶が証書を受有することを要しなくなったとき。

(船舶保安証書の返付等)

第三十八条 国土交通大臣又は船舶所在地官庁は、中間検査又は臨時検査の結果、法第十三条第一項各号に掲げる要件に適合すると認める場合は、当該検査を申請した者に第二十三条第二項の規定により提出された船舶保安証書を返すものとする。この場合において、当該証書に当該検査に合格した旨を記載するものとする。

### 第三款 船級協会

(船級協会の登録の申請)

第三十九条 法第二十条第一項(法第二十条第七項において準用する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の四十八において準用する場合を含む。)の規定により法第二十条第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2	一 登録を受けようとする者が法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行おうとする事務所及び事業所の名称及び所在地
3	二 登録を受けようとする者が法第二十条第二項の審査若しくは検査の業務並びに同条第三項の検査の業務を開始しようとする年月日
4	三 登録を受けようとする者が法第二十条第二項の審査若しくは検査に合格した旨を記載し、その書換えを受けなければならない。
5	四 船級協会は、船舶保安証書を受有する船級協会が法第二十条第二項に規定する検査(定期検査に相当するものを除く。)に合格した場合は、当該船舶保安証書に当該検査に合格した旨を記載するものとする。
6	五 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2	一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
3	二 登録を受けようとする者が定款又は寄附行為及び登記事項証明書
4	三 登録を受けようとする者が法第二十条第二項の審査若しくは検査に合格した旨を記載した書類
5	四 船級協会は、船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号
6	五 同条第三項の検査の種類

2	一 船舶保安規程の写し
3	二 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書
4	三 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号
5	四 所有者の氏名又は名称及び住所
6	五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行った年月日及び場所

四 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

に、原子力船等以外の船舶に係るものにあつては、所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号

三 総トン数

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の結果

六 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行った事務所及び事業所の名称

七 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた船舶保安証書に記載された条件を変更する必要があると認めると

八 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の結果

九 船舶保安証書又は臨時船舶保安証書に記載された条件を変更する必要があると認めると

十 船級協会は、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査を行つた場合において、船舶保安証書又は臨時船舶保安証書に記載された条件を変更する必要があると認めると

十一 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

十二 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

十三 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

十四 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

十五 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

十六 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

十七 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

十八 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

十九 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

二十 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

二十一 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

二十二 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

二十三 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

二十四 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

二十五 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

二十六 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

二十七 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

二十八 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

二十九 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

三十 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

三十一 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

三十二 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

三十三 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

三十四 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

三十五 船級協会は、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査を行つた場合に、船舶が、法第二十条第二項の審査若しくは船舶保安証書又は同条第三項の検査の依頼者から提出された函面その他の必要な書類の提出を求めることが

(準用)

**第四十三条** 船舶安全法施行規則（昭和三十八年四月一日施行）  
運輸省令第四十一号 第二章の二 第一節（第四十七条、第四十七条の三、第四十七条の八、第四十七条の十一及び第四十七条の十二を除く。）の規定は、法第二十条第一項の登録並びに同条の規定は、法第二項又は第三項の船級協会並びに船級協会の審査及び検査について準用する。この場合において、第四十七条の七第五号中「検定員」とあるのは、「検査員」と読み替えるものとする。

第四十四条 法第二十一条第一項の規定による事

法第二十二

—  
六 条

**第四十五条** 第十五条第一項の規定は、法第二十二条第二項第二号の規定による法第十一条第四項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しの備置きについて準用する。  
(報告の教又)

**第四十六条** 国際航海日本船舶の所有者は、当該船舶の保有のための必要な措置に關し法第二十三条第一項の規定による報告を求められたときは、直ちに、これに関する報告をしなければならない。  
(立入検査の身分証明書)

**第四十八条** 法第二十四条第四号の国土交通省令で定める要件は、国際規則A部第十三項2に定めるところにより、船舶の保安の確保に関する知識を有し、かつ、船舶の保安の確保のために必要な訓練を受けていることとする。  
(証書を交付する条約締約国の船舶の範囲)  
**第四十九条** 法第二十六条第一項の国土交通省令

**第五十条** (条約締約国の船舶に対する証書の交付)  
法第二十六条第一項の規定により交付する船舶保安証書に相当する証書は、第十五号様式によるものとする。

第二十三条第一項、第二項及び第五項、第十四項、第二十五条（第一項第二号に係るもの）を除く。並びに第二十六条の規定は、法第二十六条第一項に規定する法第十二条の検査に相当する検査について準用する。この場合において、第四号様式中「第23条第1項」とあるのは、「第50条第2項において準用する第23条第1項」と、第六号様式中「第24条第1項」とあるのは、「第50条第2項において準用する第24条第1項」と読み替えるものとする。

第二十四条第一項と読み替えるものとする。

第二十八条及び第三十条の規定は、船舶保安証書に相当する証書の有効期間について準用する。

### 第三章 国際港湾施設の保安の確保

#### 第一节 国際埠頭施設に関する措置

第五十一条 第四十六条の規定は、国際航海外国船舶の所有者について準用する。この場合において、「法第二十三条第一項」とあるのは、「法第二十七条の規定により準用する法第二十三条第一項」と読み替えるものとする。

第五十二条 法第二十七条において準用する法第二十三条第三項の職員の身分を示す証明書は、第十六号様式によるものとする。

#### 第二节 法第二十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、国際戦略港湾等における国際埠頭施設が次の各号のいずれかに該当することとする。

一 國際航海船舶である旅客船の利用に供する回数が年間一回以上であること。

二 前号以外の国際航海船舶の利用に供する回数が年間十二回以上であること。

前項各号に規定する回数には、次の各号に掲げる回数を含まないものとする。

一 荒天等により避難した国際航海船舶の利用に供する回数

二 国際航海船舶の建造又は修繕のために当該国際航海船舶の利用に供する回数

三 本邦と本邦以外の地域との間の運送に係る貨物の積込み及び取卸し並びに旅客の乗船及び下船が行われない国際航海船舶の利用に供する回数

四 その他国土交通大臣が前項の回数に含めることが適当ないと認めた国際航海船舶の利用に供する回数

第一項各号に規定する船舶の利用に供する年間の回数（前項各号に規定する回数を除く。）がそれぞれ当該各号に規定する回数以上となつた際、當該各号に規定する回数以上となる見込みがないことについて国土交通大臣の確認を受けた場合は、この限りでない。

4 國際戰略港湾等における國際埠頭施設（重複國際埠頭施設を除く。）の管理者は、當該國際埠頭施設が第一項に定める基準に該當するこゝが見込まれる場合には、速やかにその旨を、國際戰略港湾又は國際拠点港湾（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する國際戰略港湾又は國際拠点港湾をいう。以下同じ。）の國際コンテナ埠頭施設（國際航海に從事する自動車・航送船又はロールオン・ロールオフ船に車両その他貨物を積み込み、又はこれらの船舶から貨物を取り卸すための荷さばきの用に供する施設をいう。以下同じ。）若しくは國際不定期旅客船に係る旅客船に係る國際旅客船施設（國際航海船舶に係る旅客の乗船又は下船に供する施設をいう。以下同じ。）をいう。（以下同じ。）を含む國際埠頭施設又は國際定期旅客船施設（海上運送法第二条第三項に規定する定期航路事業に使用する旅客船に係る國際旅客船に供する施設をいう。以下同じ。）を含む國際埠頭施設について、當該重要國際埠頭施設が所在官庁に届け出なければならない。

（埠頭指標対応措置）

**第五十四条** 法第二十九条第一項の規定による埠頭指標対応措置の実施は、法第三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により重要國際埠頭施設について国土交通大臣が國際海上運送保安指標を設定し、かつ、公示した場合であつて、當該重要國際埠頭施設が、國際航海船舶の利用に供するときに、當該重要國際埠頭施設における貨物の積込みその他の当該重要國際埠頭施設の利用状況を考慮して、速やかに、埠頭保安規程に定めるところにより行うものとする。

ハ 貨物等の制限区域への受入れを一時停止すること。  
 ニ 重要国際埠頭施設内を常時監視すること。  
 ニ 重要国際埠頭施設の前面の水域を常時監視すること。  
 ハ 関係行政機関及び船舶保安管理者その他関係者との連絡及び調整を図ること。  
 ニ 重要国際埠頭施設が国際定期旅客船であつて国際不定期旅客船であるものに供する場合における法第二十九条第一項の国土交通省令で定める措置は、保安確認書の作成及び当該保安確認書において確認された事項の実施とする。

4 前項の保安確認書は、作成した日から三年間保存するものとする。  
 (埠頭保安設備に係る技術上の基準)

**第五十五条** 法第二十九条第二項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次に掲げる基準とする。ただし、重要国際埠頭施設について国土交通大臣がその構造、設備等を勘案して保安上差し支えないと認める場合にあつては、この限りでない。

一 制限区域をさく、壁その他の障壁（以下「障壁」という。）で明確に区画し、かつ、見やすい位置に当該制限区域を示す標識を設けた。

二 障壁は人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するものであること。

三 制限区域の出入口にある扉には、容易に開けることができず、かつ、壊されることがない構造を有するかぎ又は錠を施すこと。

四 重要国際埠頭施設の内外の監視のために十分な照度を確保した照明設備を設けること。

五 車両が制限区域に容易に侵入できないように車止めを設けること。

六 重要国際埠頭施設が国際コンテナ埠頭施設、国際車両航送施設又は国際旅客施設を含む場合にあつては、重要国際埠頭施設の内外の監視ができること。

口 國際旅客施設を含む場合にあつては、国際旅客施設内の制限区域の監視ができること。

3 前項に規定するもののほか、埠頭保安設備に係る技術上の基準の細目は、国土交通大臣が告示で定める。

**第五十六条** 法第三十条第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる事項についての知識及び能力を有する者であることとする。

一 法及び法に基づく命令並びに条約附属書第十一章の二及び国際規則に規定する事項

二 埠頭指標対応措置に関する事項

三 埠頭保安設備に関する事項

四 埠頭訓練その他教育訓練の実施に関する事項

五 埠頭保安規程及び第五十八条第三項に規定する埠頭施設保安評価準備書に関する事項

六 危害行為に用いられるおそれのある武器及び爆発物その他の危険物に関する事項

七 危害行為が発生した場合の対処方法に関する事項

八 港湾施設の保安に関する情報の管理方法に関する事項

九 船舶の運航に関する事項

十 港湾施設の運営に関する事項

11 法第三十条第一項の規定による埠頭保安管理者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、重要国際埠頭施設に係る保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる者であつて、重要国際埠頭施設について（法第三十二条第三項の規定により複数の重要国際埠頭施設に係る埠頭保安規程を一体のものとして定める場合にあっては、当該複数の重要国際埠頭施設について）一人を選任することにより行うものとする。

12 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

13 法第三十条第三項において準用する法第七条第五項の業務の範囲は、次に掲げるものとする。

一 埠頭指標対応措置の実施に関する事項

二 埠頭保安設備の保守点検の実施に関する事項

三 重要国際埠頭施設に係る保安の確保に関する業務に従事する者（以下「埠頭保安従事者」という。）に対する埠頭訓練その他教育訓練の実施に関する事項

四 埠頭保安規程の作成及びその変更に関する事項

五 第五十八条第三項に規定する埠頭施設保安評価準備書の作成に関する事項

六 法第三十二条第五項の承認に係る申請その他の行為に関する事項

3 前項に規定するもののほか、埠頭保安設備に係る技術上の基準の細目は、国土交通大臣が告示で定める。

**第五十七条** 法第三十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 埠頭指標対応措置の実施に関する事項

二 埠頭保安設備の設置及び維持に関する事項において、水域保安管理者その他の関係者との連携に係る埠頭訓練は、少なくとも毎年一回かつ、十八月を超えない間隔で行うものとする。

三 選任し、又は解任した埠頭保安管理者の氏名及び生年月日

四 選任の届出の場合にあつては、次に掲げる事項

イ 埠頭保安管理者が第一項に規定する要件に該当する旨の説明

ロ 埠頭保安管理者が前項の規定に適合する者である旨の説明

ハ 埠頭保安管理者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

六 前項の届出書を提出した者は、同項第一号から第三号まで及び第五号ハに係る事項に変更を生じた場合においては、遲滞なくその旨を、特定重要コンテナ埠頭施設等に係るものにあつては国土交通大臣に、特定重要コンテナ埠頭施設等以外の重要国際埠頭施設に係るものにあつては当該届出書を提出した港湾施設所在地官庁に届け出なければならない。

五 埠頭保安従事者の職務及び組織に関する事項

六 重要国際埠頭施設に係る保安の確保に関する業務に関する監査に関する事項

七 重要国際埠頭施設の保安に関する情報の管理方法に関する事項

八 危害行為が発生した場合の対処方法に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な事項として国土交通大臣が告示で定める事項

一 埠頭訓練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項に係る変更

二 埠頭保安管理者の選任に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、重要国際埠頭施設の保安の確保に支障がないと国土交通大臣が認める事項の変更

四 埠頭保安規程の作成及びその変更に関する事項

五 第五十八条第三項に規定する埠頭施設保安評価準備書の作成に関する事項

六 法第三十二条第五項の承認に係る申請その他の行為に関する事項

3 前項に規定するもののほか、埠頭保安設備に係る技術上の基準の細目は、国土交通大臣が告示で定める。

**第五十八条** 法第三十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 埠頭指標対応措置の実施に関する事項

二 埠頭保安設備の設置及び維持に関する事項において、水域保安管理者その他の関係者との連携に係る埠頭訓練は、少なくとも毎年一回かつ、十八月を超えない間隔で行うものとする。

三 埠頭訓練

八 行われるおそれのある危害行為に関する情報の提供に関する事項。

九 船舶保安管理者その他の関係者との連絡及び調整に関する事項。

ハ 一定期間記録を保存できる機能を備えていること。

ニ 重要国際埠頭施設に係る保安の確保に関する業務に関する監査に関する事項。

九 船舶保安管理者その他の関係者との連絡及び調整に関する事項。

ハ 又は国際拠点港湾の国際コンテナ埠頭施設、国際車両航送施設若しくは国際定期旅客施設を含む重要国際埠頭施設又は国際定期旅客施設を含む重要国際埠頭施設（以下「特定重要コンテナ埠頭施設等」という。）に係るものにあつては国土交通大臣に、特定重要コンテナ埠頭施設等以外の重要な埠頭施設に係るものにあつては港湾施設所在地官庁に、提出しなければならない。

ニ 管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 重要国際埠頭施設の所在地選任し、又は解任した埠頭保安管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した埠頭保安管理者の氏名及び生年月日

四 選任の届出の場合にあつては、次に掲げる事項

イ 埠頭保安管理者が第一項に規定する要件に該当する旨の説明

ロ 埠頭保安管理者が前項の規定に適合する者である旨の説明

ハ 埠頭保安管理者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

六 前項の届出書を提出した者は、同項第一号から第三号まで及び第五号ハに係る事項に変更を生じた場合においては、遅滞なくその旨を、特定重要コンテナ埠頭施設等に係るものにあつては国土交通大臣に、特定重要コンテナ埠頭施設等以外の重要国際埠頭施設に係るものにあつては当該届出書を提出した港湾施設所在地官庁に届け出なければならない。

五 埠頭保安従事者の職務及び組織に関する事項

六 重要国際埠頭施設に係る保安の確保に関する業務に関する監査に関する事項

七 重要国際埠頭施設の保安に関する情報の管理方法に関する事項

八 危害行為が発生した場合の対処方法に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な事項として国土交通大臣が告示で定める事項

一 埠頭訓練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項に係る変更

二 埠頭保安管理者の選任に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、重要国際埠頭施設の保安の確保に支障がないと国土交通大臣が認める事項の変更

四 埠頭保安規程の作成及びその変更に関する事項

五 第五十八条第三項に規定する埠頭施設保安評価準備書の作成に関する事項

六 法第三十二条第五項の承認に係る申請その他の行為に関する事項

が当該重要国際埠頭施設の構造、設備等その他  
の当該重要国際埠頭施設の保安の確保のために  
必要な事項の現況について記載した書面をい  
う。以下同じ。)を、特定重要コンテナ埠頭施  
設等に係るものにあっては国土交通大臣に、特  
定重要コンテナ埠頭施設等以外の重要国際埠頭  
施設に係るものにあっては港湾施設所在地官庁  
に、提出しなければならない。ただし、法第三  
十二条第三項の規定により複数の重要な国  
際埠頭施設が同一のものとして定めようとする  
場合であつて、当該複数の重要な国  
際埠頭施設が国際コンテナ埠頭施設若しくは国  
際車両航送施設(国際戦略港湾又は国際拠点港  
湾にあるものに限る。)又は国際定期旅客施設  
を含むときは、当該埠頭施設保安評価準備書を  
国土交通大臣に提出しなければならない。

4 前項の場合において、重要な国際埠頭施設の設  
置者(国を除く。以下この項において同じ。)  
と管理者とが異なり、かつ、当該重要国際埠頭  
施設の設置者が埠頭保安設備を設置し、及び維  
持するときは、埠頭施設保安評価準備書のうち  
当該埠頭保安設備の設置及び維持に係る部分に  
ついては、当該重要国際埠頭施設の設置者及び  
管理者が共同して作成したものでなければなら  
ない。

5 法第三十二条第六項の規定による評価は、第  
三項の規定により提出された埠頭施設保安評価  
準備書の内容を確認した上で行うものとする。  
(埠頭保安規程の承認の申請)

第六十九条 法第三十二条第五項の承認を受けよ  
うとする者は、埠頭保安規程承認申請書を、特  
定重要コンテナ埠頭施設等に係るものにあって  
は国土交通大臣に、特定重要コンテナ埠頭施設  
等以外の重要な国際埠頭施設に係るものにあって  
は港湾施設所在地官庁に、提出しなければなら  
ない。

2 港湾施設保安評価書を踏まえて埠頭保安規  
程を定めたことについて説明する書類  
及び次に掲げる書類を添付しなければなら  
ない。

一 港湾施設保安評価書を踏まえて埠頭保安規  
程を定めたことについて説明する書類  
二 重要国際埠頭施設の構造及び配置を示す  
図面  
三 埠頭保安設備の品名及び設計図その他当該  
設備の仕様を明らかにする書類

3 国土交通大臣又は港湾施設所在地官庁は、前  
項に規定するもののほか、承認のために必要な  
項目を定める事項は、次に掲げる事項とする。

書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の  
一部についてその提出を免除することができ  
る。

第六十条 埠頭保安規程の承認を受けた者は、当  
該承認を受けた埠頭保安規程について次に掲げ  
る重要な事項の変更を行おうとする場合又は複  
数の重要な国際埠頭施設について当該複数の重  
要国際埠頭施設に係る埠頭保安規程を一体のもの  
として定めようとする場合には、あらかじめそ  
の旨を、特定重要コンテナ埠頭施設等に係るも  
のにあっては国土交通大臣に、特定重要コンテ  
ナ埠頭施設等以外の重要な国際埠頭施設に係るも  
のにあっては港湾施設所在地官庁に、申し出な  
ければならない。

## 一 制限区域に関する事項

二 埠頭保安設備の構造及び配置に関する事項  
三 前二号に掲げるもののほか、重要な国際埠頭  
施設の保安の確保のために必要な事項として  
国土交通大臣が告示で定める事項

2 埠頭保安規程の承認を受けた者は、当該承認  
を受けた埠頭保安規程について変更(前項に規  
定する重要な事項の変更を含み、第五十八条第  
二項各号に掲げる変更を除く。)をしようとな  
る場合は、埠頭保安規程変更承認申請書を、特  
定重要コンテナ埠頭施設等に係るものにあって  
は国土交通大臣に、特定重要コンテナ埠頭施設  
等以外の重要な国際埠頭施設に係るものにあって  
は港湾施設所在地官庁に、提出しなければなら  
ない。

3 埠頭保安規程変更承認申請書には、埠頭保安  
規程の変更部分の抜粋及び前条第二項各号に掲  
げる書類のうち当該変更に係るものを添付しな  
ければならない。  
(埠頭保安規程の軽微な変更の届出)

第六十一条 埠頭保安規程の承認を受けた者は、  
当該承認を受けた埠頭保安規程について第五十  
八条第二項各号に掲げる変更をした場合は、遲  
滞なく、変更した事項及びその理由を記載した  
届出書を、特定重要コンテナ埠頭施設等に係る  
ものにあっては国土交通大臣に、特定重要コン  
テナ埠頭施設等以外の重要な国際埠頭施設に係  
るものにあっては港湾施設所在地官庁に提出し  
なければならない。  
(埠頭保安規程に相当する規程)

第六十二条 法第三十三条第一項の国土交通省令  
で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 埠頭指標対応措置に相当する措置の実施に  
関する事項  
二 埠頭保安設備に相当する設備の設置及び維  
持に関する事項  
三 埠頭保安管理者に相当する者の選任に関する  
事項

四 埠頭訓練に相当する訓練その他教育訓練の  
実施に関する事項  
五 埠頭保安従事者に相当する者の職務及び組  
織に関する事項  
六 重要な国際埠頭施設以外の国際埠頭施設に係  
る保安の確保に関する業務に関する監査に關  
する事項  
七 重要な国際埠頭施設以外の国際埠頭施設が国  
際航  
安に関する情報の管理方法に関する事項  
八 危害行為が発生した場合の対処方法に関する  
事項  
九 前各号に掲げるもののほか、重要な国際埠頭  
施設以外の国際埠頭施設の保安の確保のため  
に必要な事項として国土交通大臣が告示で定  
める事項  
十 前各号に掲げるもののほか、重要な国際埠頭  
施設以外の国際埠頭施設の管理者が埠頭保安  
規程に相当する規程の承認を受けようとする場  
合は、あらかじめその旨を、重要な国際埠頭施設  
の利用状況を考慮して、速やかに、水域保安  
規程に定めるところにより行うものとする。

2 法第三十七条の国土交通省令で定める措置  
は、次の表の上欄に掲げる国際海上運送保安指  
標に對応して、それぞれ同表の下欄に掲げるも  
のとする。ただし、国際水域施設について国土  
交通大臣がその構造、設備等を勘案して保安上  
差し支えないと認める場合にあっては、この限  
りでない。

(立入検査の身分証明書)  
第六十四条 法第三十五条第三項において準用す  
る法第二十三条第三項の職員の身分を示す證明  
書は、第十七号様式によるものとする。

## 第二節 國際水域施設に関する措置

### (水域指標対応措置)

第六十五条 法第三十七条の規定による水域指標  
対応措置の実施は、法第三条第一項(同条第四  
項において準用する場合を含む。)の規定によ  
り特定港湾管理者が管理する国際水域施設につ  
いて国土交通大臣が国際海上運送保安指標を設  
定し、かつ、公示した場合であつて、当該国際  
水域施設に接続する重要な国際埠頭施設が国際航  
海船舶の利用に供するときに、当該国際水域施  
設における船舶の航行その他の当該国際水域施  
設の利用状況を考慮して、速やかに、水域保安  
規程に定めるところにより行うものとする。  
法第三十七条の国土交通省令で定める措置  
は、次の表の上欄に掲げる国際海上運送保安指  
標に對応して、それぞれ同表の下欄に掲げるも  
のとする。ただし、国際水域施設について国土  
交通大臣がその構造、設備等を勘案して保安上  
差し支えないと認める場合にあっては、この限  
りでない。

二 保 安 指 標	一 保 安 指 標	国 際 水 域 措 置
二 レ ベ ロ ル 二 イ 重 要 国 際 埠 頭 施 設 の 前 面 の 泊 地 に お い て 、 制 限 区 域 を 設 定 す る こ と 。	イ 重 要 国 際 埠 頭 施 設 の 前 面 の 泊 地 に お い て 、 制 限 区 域 を 設 定 す る こ と 。	イ 重 要 国 際 埠 頭 施 設 の 前 面 の 泊 地 に お い て 、 制 限 区 域 を 設 定 す る こ と 。
二 レ ベ ロ ル 二 イ 重 要 国 際 埠 頭 施 設 の 前 面 の 泊 地 に お い て 、 制 限 区 域 を 設 定 す る こ と 。	二 レ ベ ロ ル 二 イ 重 要 国 際 埠 頭 施 設 の 前 面 の 泊 地 に お い て 、 制 限 区 域 を 設 定 す る こ と 。	二 レ ベ ロ ル 二 イ 重 要 国 際 埠 頭 施 設 の 前 面 の 泊 地 に お い て 、 制 限 区 域 を 設 定 す る こ と 。

三 保 安 レ ベ ロ く 立 ち 入 る こ と を 防 止 す る た め 、 警 告 そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と 。	二 関 係 行 政 机 関 及 び 船 舶 保 安 管 理 者 そ の 他 の 関 係 者 と の 連 絡 及 び 調 整 を 図 る こ と 。	一 重 要 国 際 埠 頭 施 設 の 前 面 の 泊 地 に お い て 、 制 限 区 域 を 設 定 す る こ と 。
ハ 重 要 国 際 埠 頭 施 設 の 前 面 の 泊 地 及 び 制 限 区 域 に 人 又 は 船 舶 が 正 當 な 理 由 な く 立 ち 入 る こ と を 防 止 す る た め 、 警 告 そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と 。	イ 重 要 国 際 埠 頭 施 設 の 前 面 の 泊 地 及 び 制 限 区 域 に 人 又 は 船 舶 が 正 當 な 理 由 な く 立 ち 入 る こ と を 防 止 す る た め 、 警 告 そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と 。	二 重 要 国 際 埠 頭 施 設 の 前 面 の 泊 地 及 び 制 限 区 域 に 人 又 は 船 舶 が 正 當 な 理 由 な く 立 ち 入 る こ と を 防 止 す る た め 、 警 告 そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と 。
ハ 重 要 国 際 埠 頭 施 設 の 前 面 の 泊 地 及 び 制 限 区 域 に 人 又 は 船 舶 が 正 當 な 理 由 な く 立 ち 入 る こ と を 防 止 す る た め 、 警 告 そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と 。	ハ 重 要 国 際 埠 頭 施 設 の 前 面 の 泊 地 及 び 制 限 区 域 に 人 又 は 船 舶 が 正 當 な 理 由 な く 立 ち 入 る こ と を 防 止 す る た め 、 警 告 そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と 。	二 重 要 国 際 埠 頭 施 設 の 前 面 の 泊 地 及 び 制 限 区 域 に 人 又 は 船 舶 が 正 當 な 理 由 な く 立 ち 入 る こ と を 防 止 す る た め 、 警 告 そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と 。
ハ 重 要 国 際 埠 頭 施 設 の 前 面 の 泊 地 及 び 制 限 区 域 に 人 又 は 船 舶 が 正 當 な 理 由 な く 立 ち 入 る こ と を 防 止 す る た め 、 警 告 そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と 。	ハ 重 要 国 際 埠 頭 施 設 の 前 面 の 泊 地 及 び 制 限 区 域 に 人 又 は 船 舶 が 正 當 な 理 由 な く 立 ち 入 る こ と を 防 止 す る た め 、 警 告 そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と 。	二 重 要 国 際 埠 頭 施 設 の 前 面 の 泊 地 及 び 制 限 区 域 に 人 又 は 船 舶 が 正 當 な 理 由 な く 立 ち 入 る こ と を 防 止 す る た め 、 警 告 そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こ と 。

（水域保安管理者）	（水域保安管理者）	（水域保安管理者）
第六十六条 法第三百八条第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる事項についての知識及び能力を有する者であることとする。	第六十六条 法第三百八条第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる事項についての知識及び能力を有する者であることとする。	第六十六条 法第三百八条第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる事項についての知識及び能力を有する者であることとする。
一 法及び法に基づく命令並びに約附属書第一号	一 法及び法に基づく命令並びに約附属書第一号	一 法及び法に基づく命令並びに約附属書第一号
二 水域指標対応措置に関する事項	二 水域指標対応措置に関する事項	二 水域指標対応措置に関する事項
三 水域訓練その他教育訓練の実施に関する事項	三 水域訓練その他教育訓練の実施に関する事項	三 水域訓練その他教育訓練の実施に関する事項
四 水域保安規程及び第六十八条第三項に規定する水域施設保安評価準備書に関する事項	四 水域保安規程及び第六十八条第三項に規定する水域施設保安評価準備書に関する事項	四 水域保安規程及び第六十八条第三項に規定する水域施設保安評価準備書に関する事項
五 危害行為が発生した場合の対処方法に関する事項	五 危害行為が発生した場合の対処方法に関する事項	五 危害行為が発生した場合の対処方法に関する事項
六 港湾施設の保安に関する情報の管理方法に関する事項	六 港湾施設の保安に関する情報の管理方法に関する事項	六 港湾施設の保安に関する情報の管理方法に関する事項
七 港湾施設の保安に関する情報の管理方法に関する事項	七 港湾施設の保安に関する情報の管理方法に関する事項	七 港湾施設の保安に関する情報の管理方法に関する事項
八 船舶の運航に関する事項	八 船舶の運航に関する事項	八 船舶の運航に関する事項
九 港湾施設の運営に関する事項	九 港湾施設の運営に関する事項	九 港湾施設の運営に関する事項

（水域訓練）	（水域保安規程）	（水域保安規程）
第六十七条 法第三十九条の規定による水域訓練の実施は、水域指標対応措置の実施を確保する	第六十八条 法第四十条第一項の規定による評価書には、水域保安規程承認申請書には、水域保安規程及び次に掲げる書類を添付しなければならない。	第六十八条 法第四十条第一項の規定による評価書には、水域保安規程承認申請書には、水域保安規程及び次に掲げる書類を添付しなければならない。
（実施は、水域指標対応措置の実施を確保する	（水域保安規程承認申請書には、水域保安規程及び次に掲げる書類を添付しなければならない。	（水域保安規程承認申請書には、水域保安規程及び次に掲げる書類を添付しなければならない。
第六十七条 法第四十条第三項の承認を受けようとする者は、水域保安規程承認申請書を港湾施設所在地官庁に提出しなければならない。	第六十八条 法第四十条第三項の承認を受けようとする者は、水域保安規程承認申請書を港湾施設所在地官庁に提出しなければならない。	第六十八条 法第四十条第三項の承認を受けようとする者は、水域保安規程承認申請書を港湾施設所在地官庁に提出しなければならない。

（水域保安規程）	（水域保安規程）	（水域保安規程）
第七十条 水域保安規程の変更の承認の申請	第七十条 水域保安規程の変更の承認の申請	第七十条 水域保安規程の変更の承認の申請
一 港湾施設保安評価書を踏まえて水域保安規程を定めたことについて説明する書類	一 港湾施設保安評価書を踏まえて水域保安規程を定めたことについて説明する書類	一 港湾施設保安評価書を踏まえて水域保安規程を定めたことについて説明する書類
二 国際水域施設の構造及び配置を示す図面	二 国際水域施設の構造及び配置を示す図面	二 国際水域施設の構造及び配置を示す図面
三 用する法第七条第四項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者	三 用する法第七条第四項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者	三 用する法第七条第四項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者
（水域保安規程）	（水域保安規程）	（水域保安規程）
第六十八条 法第四十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	第六十八条 法第四十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	第六十八条 法第四十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 水域指標対応措置の実施に関する事項	一 水域指標対応措置の実施に関する事項	一 水域指標対応措置の実施に関する事項
二 水域保安管理者の選任に関する事項	二 水域保安管理者の選任に関する事項	二 水域保安管理者の選任に関する事項
三 水域訓練その他の教育訓練の実施に関する事項	三 水域訓練その他の教育訓練の実施に関する事項	三 水域訓練その他の教育訓練の実施に関する事項
四 水域保安従事者の職務及び組織に関する事項	四 水域保安従事者の職務及び組織に関する事項	四 水域保安従事者の職務及び組織に関する事項
五 国際水域施設に係る保安の確保に関する業務に関する監査に関する事項	五 国際水域施設に係る保安の確保に関する業務に関する監査に関する事項	五 国際水域施設に係る保安の確保に関する業務に関する監査に関する事項
六 水域訓練の実施に関する事項	六 水域訓練の実施に関する事項	六 水域訓練の実施に関する事項
七 水域訓練の実施に関する事項	七 水域訓練の実施に関する事項	七 水域訓練の実施に関する事項
八 水域訓練の実施に関する事項	八 水域訓練の実施に関する事項	八 水域訓練の実施に関する事項
九 水域訓練の実施に関する事項	九 水域訓練の実施に関する事項	九 水域訓練の実施に関する事項

三 水域訓練に相当する訓練その他教育訓練の実施に関する事項	五 特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設に係る保安の確保に関する業務に関する監査に関する事項
四 水域保安従事者に相当する者の職務及び組織に関する事項	六 特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の保安に関する事項
七 危害行為が発生した場合の対処方法に関する事項	八 前各号に掲げるもののほか、特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の保安のため必要な事項として国土交通大臣が告示で定める事項
八 (報告の微収)	九 法第四十一条第一項の規定により特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者が水域保安規程に相当する規程の承認を受けようとする場合は、あらかじめ、その旨を港湾施設所在地官庁に申し出なければならない。
九 第四章 国際航海船舶の入港に係る規制	一 前項に規定する申出は、同項に規定する国際水域施設に接続する重要な国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者が第六十二条第二項に規定する承認の申出を行つた後でなければ、することができない。
十 船舶保安情報の通報の方法	二 第六十一条から前条まで 第六十八条第一項を除く。)の規定は、水域保安規程に相当する規程に係る特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設について準用する。この場合において、第六十五条第二項の表中「重要国際埠頭施設」とあるのは、「国際埠頭施設」と読み替えるものとする。

十一 船長又は所有者の代理人の氏名又は名称及び住所	十二 通報の時点における当該国際航海船舶の位置
十三 入港をしようとする本邦の港及び当該本邦の港の係留しようとする係留施設の名称並びに入港の予定時刻	十四 入域をしようとする特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻
十五 本邦の港から出港をした後に入港をしようとする他の本邦の港及び当該本邦の港の係留しようとする係留施設の名称並びに入港の予定期	十六 本邦の港から出港をした後に入域をしようとする特定海域の入域の位置及び入域の予定期
十七 船舶警報通報装置又は船舶警報通報装置に相当する装置の有無	十八 当該国際航海船舶が実施する船舶指標対応措置に対応する措置に対応した船舶指標対応措置に相当する措置に相当する指標
十九 船舶保安統括者又は船舶保安統括者に相当する者の氏名及び連絡先	二十 船舶保安管理者又は船舶保安管理者に相当する者の氏名及び職名
二十 船舶保安管理者又は船舶保安管理者に相当する者の氏名及び職名	二十一 船舶保安証書若しくは臨時船舶保安証書又は船舶保安証書若しくは臨時船舶保安証書に相当する証書の番号及び発給機関
二十一 船舶保安証書若しくは臨時船舶保安証書又は船舶保安証書若しくは臨時船舶保安証書に相当する証書の番号及び発給機関	二十二 本邦の港に入港をする直前の寄港までの過去十回の寄港(当該寄港に本邦の港への寄港が含まれる場合にあっては、直近の本邦の港への寄港以降のもの)に関する事項であつて次に掲げるもの
二十二 各寄港地が所在する国の名称及び港名並びに入港及び出港の年月日	二十三 各寄港地において実施した船舶指標対応措置に對応した国際海上運送保安指標又は船舶指標対応措置に相当する措置に對応した国際海上運送保安指標に相当する指標
二十三 各寄港地において実施した船舶指標対応措置に加えて実施した措置があつた場合	二十四 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名
二十四 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名	二十五 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地の保安の確保に関し参考となる事項
二十五 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地の保安の確保に関し参考となる事項	二十六 航行中の異変その他当該国際航海船舶の保安の確保に関し参考となる事項
二十六 航行中の異変その他当該国際航海船舶の保安の確保に関し参考となる事項	二十七 通報者の氏名
二十七 通報者の氏名	二十八 呼出符号
二十八 呼出符号	二十九 海上保安庁との連絡方法
二十九 海上保安庁との連絡方法	(やむを得ない事由)

三十 入港をしようとする本邦の港及び当該本邦の港の係留しようとする係留施設の名称並びに入港の予定時刻	一 一 船体又は機関の重大な損傷により、当該国際航海船舶に急迫した危難があること。
三十一 本邦の港から出港をした後に入港をしようとする他の本邦の港及び当該本邦の港の係留しようとする係留施設の名称並びに入港の予定期	二 二 荒天又は異常な気象若しくは海象のため、当該国際航海船舶に急迫した危難があること。
三十二 本邦の港から出港をした後に入域をしようとする特定海域の入域の位置及び入域の予定期	三 三 当該国際航海船舶内にいる者が重傷病を負い、速やかに、医師による診察又は処置を受けさせる必要があること。
三十三 本邦の港から出港をした後に入域をしようとする特定海域の入域の位置及び入域の予定期	四 四 前三号に掲げるもののほか、当該国際航海船舶に急迫した危難があること。
三十四 本邦の港から出港をした後に入域をしようとする特定海域の入域の位置及び入域の予定期	五 五 法第四十四条第三項の規定により本邦以外の地域の港から本邦の港に入港をした国際航海船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項について、入港後直ちに、入港をした本邦の港を管轄する海上保安官署の長(特定海域に入域をした場合にあっては、海上保安庁長官が告示で定める海上保安官署の長)に対して行うものとする。

三十五 本邦の港から出港をした後に入域をしようとする他の本邦の港及び当該本邦の港の係留しようとする係留施設の名称並びに入港の予定期	一 一 第二条第一項第三号及び同条第二項第三号に掲げる船舶
三十六 本邦の港から出港をした後に入域をしようとする他の本邦の港及び当該本邦の港の係留しようとする係留施設の名称並びに入港の予定期	二 二 海上保安庁長官がその航海の目的、態様、運航体制等を勘案して、本邦の港にある他の国際航海船舶及び国際港湾施設に対して生ずるおそれがある危険の防止上差し支えないと認められた船舶
三十七 本邦の港から出港をした後に入域をしようとする他の本邦の港及び当該本邦の港の係留しようとする係留施設の名称並びに入港の予定期	三 三 船籍港
三十八 本邦の港から出港をした後に入域をしようとする他の本邦の港及び当該本邦の港の係留しようとする係留施設の名称並びに入港の予定期	四 四 国籍
三十九 本邦の港から出港をした後に入域をしようとする他の本邦の港及び当該本邦の港の係留しようとする係留施設の名称並びに入港の予定期	五 五 船籍港
四十 本邦の港から出港をした後に入域をしようとする他の本邦の港及び当該本邦の港の係留しようとする係留施設の名称並びに入港の予定期	六 六 総トン数
四十一 本邦の港から出港をした後に入域をしようとする他の本邦の港及び当該本邦の港の係留しようとする係留施設の名称並びに入港の予定期	七 七 航行速力
四十二 本邦の港から出港をした後に入域をしようとする他の本邦の港及び当該本邦の港の係留しようとする係留施設の名称並びに入港の予定期	八 八 所有者の氏名又は名称及び住所
四十三 本邦の港から出港をした後に入域をしようとする他の本邦の港及び当該本邦の港の係留しようとする係留施設の名称並びに入港の予定期	九 九 運航者の氏名又は名称及び住所
四十四 本邦の港から出港をした後に入域をしようとする他の本邦の港及び当該本邦の港の係留しようとする係留施設の名称並びに入港の予定期	十 十 船長の氏名

(国際航海船舶以外の船舶への準用)  
第七十八条 法第四十六条において準用する法第  
四十四条第一項に規定する船舶保安情報は、次  
に掲げるものとする。

一 第七十五条第一号から第十六号まで、第二  
十二号イ及びニ並びに第二十三号から第二十  
九号までに掲げる事項

二 漁船登録番号（第二条第一項第一号に掲げ  
る船舶に限る。）

三 船舶の保安の確保のために講ずる措置  
（手数料）

第七十九条 船舶保安管理者講習（機構の行うも  
のに限る。）を受けようとする者が納付すべき  
手数料の額は、一五、四〇〇円とする。

二 法定検査又は法第二十六条第一項の検査を受  
けようとする者が納付すべき手数料の額は、次  
の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号  
に定める額とする。ただし、臨時検査の回数  
は、検査官一人一日につき四時間を超えない臨  
時検査時間をもつて一回とし、これを二回とし  
て算出する。

一 定期検査 五七、六〇〇円  
○ 中間検査 四六、一〇〇円  
三 臨時検査 一八、二〇〇円  
四 臨時航行検査 五〇、五〇〇円

五 法第二十六条第一項の検査 五七、六〇〇円  
○ 円

三 外国において法定検査を受ける場合における  
法定検査の手数料の額は、前項の規定にかかる  
ら、同項の規定による手数料の額に一二二、  
六〇〇円を加算した額とする。

四 船舶保安証書若しくは臨時船舶保安証書の再  
交付若しくは書換えを受けようとする者又は船  
級船に係る船舶保安証書若しくは臨時船舶保  
証書の交付を受けようとする者が納付すべき手  
数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、そ  
れぞれ当該各号に定める額とする。

一 船舶保安証書の交付 一六、  
○〇〇円  
二 船舶保安証書の再交付又は書換え 一六、  
○〇〇円  
三 船級船に係る臨時船舶保安証書の交付 一  
○、五〇〇円  
四 臨時船舶保安証書の再交付又は書換え 一  
○、五〇〇円

5 前三項の規定による手数料は、手数料の額に  
相当する収入印紙を手数料納付書（第十八号様  
式）に貼って納付しなければならない。

（本邦以外の地域とみなす地域）

第八十条 法第五十条に規定する省令で定める本  
邦の地域は、歯舞群島、色丹島、国後島及び択  
捉島とする。

（権限の委任等）

第八十一条 原子力船等以外の国際航海船舶に係  
る法第七条第二項、法第八条第三項並びに法第  
十一条第四項及び第七項に規定する国土交通大  
臣の権限は所有者所在地官庁が、原子力船等以  
外の国際航海船舶に係る法第十二条、法第十三  
条第一項、第二項ただし書及び第九項（法第十  
七条第四項において準用する場合を含む。）、法  
第十四条、法第十五条、法第十七条第一項及び  
第二項、法第二十条第四項並びに法第二十六条  
条第一項に規定する国土交通大臣の権限は国際航  
海船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（当該  
国際航海船舶が本邦外にある場合にあっては関  
東運輸局長。以下この条において同じ。）が行  
う。

二 法第二十条第四項並びに法第二十六条  
条第四項（法第八条第四項において準用する場  
合を含む。）及び法第十一条第八項並びに第七  
条第三項及び第二十条に規定する国土交通大臣  
の権限は、所有者所在地官庁も行うことができる。

三 原子力船等以外の国際航海船舶に係る法第十  
六条、法第二十二条第一項及び第二項、同条第  
三項から第五項まで（法第二十五条第二項にお  
いて準用する場合を含む。）、法第二十三条第一  
項及び第二項（第二十七条において準用する場  
合を含む。）並びに法第二十五条第一項に規定  
する国土交通大臣の権限は、当該船舶の所在地  
を管轄する地方運輸局長も行うことができる。

四 第一項の規定により国際航海船舶の所在地を  
管轄する地方運輸局長が行うこととされた権限  
は、当該国際航海船舶の所在地が運輸支局等の  
所在地を管轄する地方運輸局長も行うことができる。

五 第三項の規定により国際航海船舶の所在地を  
管轄する運輸支局長等が行う。

第八十二条 特定重要コンテナ埠頭施設等以外の  
重要國際埠頭施設に係る法第三十条第二項並び  
に法第三十二条第五項、第六項及び第八項に規  
定する国土交通大臣の権限、特定コンテナ埠頭  
施設に係る法第三十二条第三項、同条第四項にお  
いて準用する法第三十二条第六項及び第八項  
（これら）の規定を法第四十一条第二項において  
準用する場合を含む。）並びに法第三十八条第  
二項、法第四十条第三項、同条第四項において  
準用する法第三十二条第六項及び第八項

第八十三条 法第四十四条第一項並びに法第四十  
五条第一項、第三項及び第五項の規定による海  
上保安長官の権限は、国際航海船舶が入港をし  
ようとする本邦の港を管轄する管区海上保安  
本部長（国際航海船舶が特定海域に入域をしよ  
うとする場合であつて、入港（特定海域への入  
域を除く。以下この項において同じ。）をしよ  
うとするときは入港をしようとする本邦の港  
(特定海域を除く。以下この項において同じ。)に行  
われる場合は、海上保安本部長が告示で定め  
る管区海上保安本部長）に行わせる。

法第四十四条第三項の規定による海上保安  
施設の所在地を管轄する管区海上保安本部長、  
特定重要コンテナ埠頭施設等以外の重要な國  
際埠頭施設に係る法第三十条第二項並びに  
法第三十二条第五項、第六項及び第八項に規  
定する国土交通大臣の権限並びに法第三十  
二項並びに法第三十二条第五項、第六項及  
び第八項並びに法第三十二条第六項及び第八  
項に規定する国土交通大臣の権限並びに法第  
三十三条第二項及び第三項において準用する  
場合を含む。）並びに法第三十八条第  
二項、法第四十条第三項、同条第四項において  
準用する法第三十二条第六項及び第八項

（これら）の規定を法第四十一条第二項において  
準用する場合を含む。）並びに法第三十八条第  
二項、法第四十条第三項、同条第四項において  
準用する法第三十二条第六項及び第八項

。

## (経由機関)

**第八十四条** 第二章(第一節第三款及び第四款を除く。)に規定する申請その他の手続であつて国土交通大臣にするものは地方運輸局長等を経由して、第四十四条に規定する国土交通大臣による申請は同条に規定する当該検査を行つた船舶所在地官庁を経由して、第三章に規定する申請その他の手続であつて国土交通大臣にするものは港湾施設所在地官庁を経由して、それぞれ行うものとする。

前項の規定にかかわらず、第八条第三項に規定する船舶保安統括者選任(解任)届出書の提出及び同条第四項に規定する届出(第九条第二項に規定する船舶保安管理者選任(解任)届出書の提出及び同条第三項に規定する届出、第十一条第一項に規定する船舶保安規程承認申請書の提出)並びに第七条第一項に規定する船舶保安規程承認申請書の提出の提出は、最寄りの地方運輸局長等を経由して行うことができる。

## 附 則 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、第十条から第十三条まで、第三十九条から第四十三条まで、第七十九条第一項、第八十一条から第八十四条まで、附則第五条から第十五条までの規定並びに附則第十六条から第十九条までの改正規定は法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成十六年四月二十三日)から施行する。

(経過措置) 第二条 法附則第一条に規定する国際航海船舶の施行の日前に船舶警報通報装置を設置して国土交通大臣の行う法第十二条の検査若しくは第十七条第一項の検査に相当する検査又は船舶級協会の行う法第二十条第二項の検査に相当する検査(当該検査において船舶警報通報装置の設置に関する検査が行われたものに限る)を受けた国際航海日本船舶が、当該時期の前に当該国際航海船舶に船舶警報通報装置を設置して国土交通大臣の行う定期検査若しくは臨時航行検査又は船舶級協会の行う法第二十条第二項の検査を受けたとき(当

該検査において船舶警報通報装置の設置に係る検査が行われたとき(以下「この場合」とす)

は、法第五条の規定並びに法第十一条第一項、第十二条、第十三条第一項、第十四条から第六条まで、第十七条第一項及び第二項、第二十条第二項及び第三項、第二十二条第一項及び第二项並びに附則第四条第六項の規定(船舶警報通報装置の設置に係る部分に限る)は、

前項の規定は、法附則第二条第一号の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

第一条 法附則第二条第一号の国土交通省令で定める船舶

第一条 法附則第三項に規定する船舶

第一条 法附則第五条第三項において準用する第24条第1項」とあるのは「附則第五条第三項における第23条第3項」と、第六号様式中「第24条第3項」において準用する第23条第3項」と読み替えるものとする。

第二条 法附則第四条第七項の国土交通省令で定める船舶

とあるのは「附則第五条第三項において準用する第24条第1項」とあるのは「附則第五条第三項における第23条第3項」と、第六号様式中「第24条第3項」において準用する第23条第3項」と読み替えるものとする。

第二条 法附則第四条第七項の国土交通省令で定める船舶

とあるのは「附則第五条第三項において準用する第24条第1項」とあるのは「附則第五条第三項における第23条第3項」と、第六号様式中「第24条第3項」において準用する第23条第3項」と読み替えるものとする。

第二条 法附則第四条第七項の国土交通省令で定める船舶

とあるのは「附則第五条第三項において準用する第24条第1項」とあるのは「附則第五条第三項における第23条第3項」と、第六号様式中「第24条第3項」において準用する第23条第3項」と読み替えるものとする。

第二条 法附則第四条第七項の国土交通省令で定める船舶

第二条 法附則第四条第七項の国土交通省令で定める船舶

第二条 法附則第四条第七項の国土交通省令で定める船舶

第二条 法附則第四条第七項の国土交通省令で定める船舶

とあるのは「附則第五条第三項において準用する第24条第1項」とあるのは「附則第五条第三項における第23条第3項」と、第六号様式中「第24条第3項」において準用する第23条第3項」と読み替えるものとする。

第二条 法附則第四条第七項の国土交通省令で定める船舶

とあるのは「附則第五条第三項において準用する第24条第1項」とあるのは「附則第五条第三項における第23条第3項」と、第六号様式中「第24条第3項」において準用する第23条第3項」と読み替えるものとする。

第二条 法附則第四条第七項の国土交通省令で定める船舶

三十二条第五項の規定による承認に相当する承認について準用する。

第六十二条第二項並びに同条第三項において準用する第五十八条第三項から第五項まで、第五十九条及び第六十一条の規定は、法附則第五条第三項の規定による法第三十三条第一項の規定による承認に相当する承認について準用する。

第七十二条第二項及び第三項並びに同条第四項並びに第七十一条の規定は、法附則第五条第七項の規定による法第四十条第三項の規定による承認に相当する承認について準用する。

を経由して、附則第十一條第一項において準用する第五十三條第四項、第五十八條第三項、第五十九条及び第六十一条（これらの規定を附則第十九条第二項において準用する第六十二条第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第十一條第二項において準用する第六十二条第二項並びに附則第十二條第一項において準用する第六十八条第三項、第六十九条及び第七十一条（これらの規定を附則第十二条第二項において準用する第七十二条第四項において準用する場合を含む。）に規定する申請その他の手続であつて国土交通大臣にするものは港湾施設所在地官庁を経由して、それぞれ行うものとす

附則（平成二六年四月一日国土交通省）

うち、同表第一号下欄及び第二号下欄に掲げる総トン数が五百トン未満であつて、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第十四号）第四条第一項の総トン数が五百トン以上のものに係る総トン数については、この省令による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）の規定にかかるらず、平成二十年六月三十日までは、なお従前の例によることができる。ただし、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一項の規定による船舶保安証書又は法第十七条第二項の規定による临时船舶保安証書の交付を受けた後においては、この限りでない。

この省令は、平成十九年二月一日から施行する。  
附 則（平成一九年三月三〇日国土交通省令第二五号）  
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年四月一日国土交通省令第三〇号）  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月一九日国土交通省令第一〇〇号）抄  
(施行期日)  
この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

**第十三条** 法附則第四条第四項及び第六項に規定する。附則第五条第七項の規定による法第四十一条第一項の規定による承認に相当する承認について準用する。

令第五二号抄  
(施行期日)

うち、同表第一号下欄及び第二号下欄に掲げる総トン数が五百トン未満であつて、船舶のトーン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項の総トン数が五百トン以上ものに係る総トン数については、この省令による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）の規定にかかわらず、平成十年六月三十日までは、なお従前の例によることができる。ただし、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一項の規定による船舶保安証書又は法第十七条第二項の規定による臨時船舶保安証書の交付を受けた後においては、この限りでない。

2 旧省令附則第四条の表第一号上欄及び第二号上欄に掲げる船舶のうち、同表第一号下欄及び第二号下欄に掲げる総トン数が五百トン以上のものに係る総トン数については、新省令の規定にかかわらず、この省令の施行の日以後最初

この省令は、平成十九年二月一日から施行する。  
附 則（平成一九年三月三〇日国土交通省令第二五号）  
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。  
附 則（平成二〇年四月一日国土交通省令第三〇号）  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。  
附 則（平成二〇年一二月一九日国土交通省令第一〇〇号）抄  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。  
(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
**第三条** この省令の施行の際現に交付を受けていたる文書の国際港務局に付する。この規定は、この文書の提出の場合は、この規定によるものとする。

限を除く。)のうち、法附則第四条第四項に規定する法第十一一条第四項の承認に相当する承認に係る権限にあっては所有者所在地官庁が、法附則第四条第四項に規定する法第十二条又は第十七条第一項の検査に相当する検査に係る権限及び法附則第四条第六項に規定する権限にあっては国際航海日本船舶の所在地を管轄する地方運輸局長(当該国際航海日本船舶が本邦外にありの場合にあつては関東運輸局長。以下この条に

二一 略  
二 第百十八条、第一百十九条、第一百二十三条及び別表第一の改正規定、別表第二第五管区海上保安本部の部田辺海上保安部の項の改正規定、別表第三の改正規定、別表第四第五管区海上保安本部の部田辺海上保安部下津海上保安署の項の改正規定、別表第七及び別表第十一の改正規定、別表第十五海上警備救助隊の項の改正規定並びに附則第二項から第五項まで

うち、同表第一号下欄及び第二号下欄に掲げる総トン数が五百トン未満であつて、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項の総トン数が五百トン以上ものに係る総トン数については、この省令による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）の規定にかかるらず、平成二十年六月三十日までは、なお従前の例によることができる。ただし、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定による船舶保安証書又は法第十七条第二項の規定による臨時船舶保安証書の交付を受けた後においては、この限りでない。

2 旧省令附則第四条の表第一号上欄及び第二号上欄に掲げる船舶のうち、同表第一号下欄及び第二号下欄に掲げる総トン数が五百トン以上のものに係る総トン数については、新省令の規定にかかるらず、この省令の施行の日以後最初に受ける法第十二条の定期検査の日又は平成二十六年六月三十日のいずれか早い日までの間は、お従前の例によることができる。

3 旧省令附則第四条の表第三号上欄に掲げる船舶に係る総トン数については、新省令の規定にかかるらず、平成二十年六月三十日までは、なお従前の例によることができる。

この省令は、平成十九年二月一日から施行する。  
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。  
**附 則**（平成一九年三月三〇日国土交通省令第二五号）  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。  
**附 則**（平成二〇年四月一日国土交通省令第三〇号）  
この省令は、平成二〇年一二月一九日国土交通省令第一〇〇号抄  
(施行期日)  
（施行期日）  
この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。  
（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置等に関する法律施行規則第七号様式による船舶保安証書、第九号様式による臨時船舶保安証書及び第十五号様式による船舶保安証書に相当する証書は、それらの規定による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七号様式による船舶保安証書及び第十五号様式による臨時船舶保安証書及び第十五号様式による船舶保安証書に相当する証書とみなす。）

2 おいて同じ)が行う  
前項の規定により国際航海日本船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が行うこととされた権限は、当該国際航海日本船舶の所在地が運輸支局等の管轄に成りて子す場合は、当該所長に

ての改正規定 平成十六年十月一日  
附 則(平成十七年三月七日国土交通省  
令第二号)抄

うち、同表第一号下欄及び第二号下欄に掲げる総トン数が五百トン未満であつて、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項の総トン数が五百トン以上のものに係る総トン数については、この省令による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）の規定にかかるわらず、平成十年六月三十日までは、なお従前の例による事ができる。ただし、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定による船舶保安証書又は法第十七条第二項の規定による臨時船舶保安証書の交付を受けた後においては、この限りでない。

2 旧省令附則第四条の表第一号上欄及び第二号上欄に掲げる船舶のうち、同表第一号下欄及び第二号下欄に掲げる総トン数が五百トン以上のものに係る総トン数については、新省令の規定にかかるわらず、この省令の施行の日以後最初に受ける法第十二条の定期検査の日又は平成二十一年六月三十日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による事ができる。

3 旧省令附則第四条の表第三号上欄に掲げる船舶に係る総トン数については、新省令の規定にかかるわらず、平成二十年六月三十日までは、なお従前の例による事ができる。

この省令は、平成十九年二月一日から施行する。  
附 則（平成一九年三月三〇日国土交通省令第二五号）  
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。  
附 則（平成一〇年四月一〇日国土交通省令第三〇号）  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。  
附 則（平成一〇年一二月一九日国土交通省令第一〇〇号）抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。  
第三条 この省令の施行の際現に交付を受けていたる第二条の規定による改正前の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七号様式による船舶保安証書、第九号様式による临时船舶保安証書及び第十五号様式による船舶保安証書に相当する証書は、それらの同条の規定による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七号様式による船舶保安証書、第九号様式による临时船舶保安証書及び第十五号様式による船舶保安証書に相当する証書とみなす。

局等の管轄区域内外に在する場合は、当該月在埠を管轄する運輸支局長等が行う。

**附 則**（平成一七年九月二一日国土交通省令第九号）  
この省令は、平成十七年十一月一日から施行する。  
する。

うち、同表第一号下欄及び第二号下欄に掲げる総トン数が五百トン未満であつて、船舶のトーンによる改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項の総トン数が五百トン以上ものに係る総トン数については、この省令による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）の規定にかかるらず、平成二十年六月三十日までは、なお從前の例によることができる。ただし、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定による船舶保安証書又は法第十七条第二項の規定による臨時船舶保安証書の交付を受けた後においては、この限りでない。

2 旧省令附則第四条の表第一号上欄及び第二号上欄に掲げる船舶のうち、同表第一号下欄及び第二号下欄に掲げる総トン数が五百トン以上のものに係る総トン数については、新省令の規定にかかるらず、この省令の施行の日以後最初に受ける法第十二条の定期検査の日又は平成二十一年六月三十日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 旧省令附則第四条の表第三号上欄に掲げる船舶に係る総トン数については、新省令の規定にかかるらず、平成二十年六月三十日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一八年三月三一日国土交通省令第三〇号）

（施行期日）  
（経過措置）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、証明書その他文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかるらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

この省令は、平成十九年二月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日国土交運省令第二五号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年四月一日国土交通省令第三〇号）

（施行期日）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月一九日国土交通省令第一〇〇号）抄

（施行期日）

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七号様式による船舶保安証書、第九号様式による船舶保安証書及び第十五号様式による船舶保安証書に相当する証書は、それぞれ同一の規定による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七号様式による船舶保安証書、第九号様式による臨時船舶保安証書及び第十五号様式による船舶保安証書に相当する証書とみなす。）

附 則（平成二三年三月三一日国土交運省令第三三三号）抄

（施行期日）

（施行期日）

附 則（平成二三年一二月二一日国土交運省令第九三号）抄

（施行期日）

及び同条第七項に規定する国土交通大臣の権限は、港湾施設所在地官庁が行う。

附 則 (平成一八年二月六日国土交通省  
令第七号)

うち、同表第一号下欄及び第二号下欄に掲げる総トン数が五百トン未満であつて、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項の総トン数が五百トン以上（新省令のものに係る総トン数については、この省令による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設保安の確保等に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）の規定にかかるわらず、平成二十年六月三十日までは、なお従前の例によることができる。ただし、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以下「新省令」という。）第十三条第一項の規定による船舶保安証書又は法第十七条第二項の規定による臨時船舶保安証書の交付を受けた後においては、この限りでない。）、

2 旧省令附則第四条の表第一号上欄及び第二号上欄に掲げる船舶のうち、同表第一号下欄及び第二号下欄に掲げる総トン数が五百トン以上のものに係る総トン数については、新省令の規定にかかるわらず、この省令の施行の日以後最初に受ける法第十二条の定期検査の日又は平成二十一年六月三十日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 旧省令附則第四条の表第三号上欄に掲げる船舶に係る総トン数については、新省令の規定にかかるわらず、平成二十年六月三十日までは、なお従前の例によることができる。

この省令は、平成十九年二月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日国土交通省令第二五号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月一〇〇日国土交通省令第三〇号)

(施行期日) 通省令第一〇〇号抄

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

第三条 この省令の施行の際現に交付を受けていたる第二条の規定による改正前の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律規則第七号様式による船舶保安証書、第九号様式による船舶保安証書に相当する証書は、それこれら同条の規定による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律規則第七号様式による船舶保安証書及び第十五号様式による臨時船舶保安証書及び第十五号様式による船舶保安証書に相当する証書とみなす。

附 則 (平成二三年三月三一日国土交通省令第三三号)抄

(施行期日) 施行する。

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二日国土交通省令第九三号)抄

(施行期日) 施行する。

第一条 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成二四年九月一四日国土交通省令第七五号)抄

十七条及び第二十二条、附則第五条第二項において準用する第二十三条第一項、第二項（第二号に係るものを除く。）及び第五項並びに附則第五条第三項において準用する第二十三条（第一項及び第二項を除く。）に規定する申請であつて国土交通大臣にするものは地方運輸局長等

**二条** この省令は、公布の日から施行する。  
**(経過措置)**

うち、同表第一号下欄及び第二号下欄に掲げる総トン数が五百トン未満であつて、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項の総トン数が五百トン以上のものに係る総トン数については、この省令による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）第十三条第一項の規定による船舶保安証書又は法第十七条第二項の規定による臨時船舶保安証書の交付を受けた後においては、この限りでない。

2 旧省令附則第四条の表第一号上欄及び第二号上欄に掲げる船舶のうち、同表第一号下欄及び第二号下欄に掲げる総トン数が五百トン以上のものに係る総トン数については、新省令の規定にかかるわらず、この省令の施行の日以後最初に受ける法第十二条の定期検査の日又は平成二十年六月三十日のいずれか早日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 旧省令附則第四条の表第三号上欄に掲げる船舶に係る総トン数については、新省令の規定にかかるわらず、平成二十年六月三十日までは、なお従前の例によることができる。

この省令は、平成十九年二月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日国土交通省令第三〇号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月一九日国土交通省令第一〇〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経済措置）

第三条 この省令の施行の際現に交付を受けている第二条の規定による改正前の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七号様式による船舶保安証書、第九号様式による船舶保安証書及び第十五号様式による船舶保安証書に相当する証書は、それぞれ同条の規定による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七号様式による船舶保安証書、第九号様式による臨時船舶保安証書及び第十五号様式による船舶保安証書に相当する証書とみなす。

附 則（平成二三年三月三一日国土交通省令第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年一二月二日国土交通省令第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則（平成二四年九月一四日国土交通省令第七五号）抄

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行日の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二四年一二月二八日国土交通省令第九一号）抄



**ENDORSEMENT FOR INTEGRITY VERIFICATION**  
JSCの規則第A項第14.1項の規定により承認された船舶間に於いて、この規則第1部の各款第XI.2項及び規則第A項第14.2項に定められた事項を記載する。  
IMO規則第XII.2項の規定による船舶の運航監視のための監視機関は、規則第XI.2項の規定による監視機関と同一である。  
IMO規則第XII.2項の規定による監視機関は、規則第XI.2項の規定による監視機関と同一である。

The ship was found to comply with the relevant provisions of chapter XI.2 of the Convention and part A of the ISPS Code.

□ 船員登記  
Instrument verification  
署名 \_\_\_\_\_  
場所 \_\_\_\_\_  
日付 \_\_\_\_\_

**ENDORSEMENT FOR ADDITIONAL VERIFICATIONS**

□ 船員登記  
Additional verification  
署名 \_\_\_\_\_  
場所 \_\_\_\_\_  
日付 \_\_\_\_\_

□ 船員登記  
Additional verification  
署名 \_\_\_\_\_  
場所 \_\_\_\_\_  
日付 \_\_\_\_\_

□ 船員登記  
Additional verification  
署名 \_\_\_\_\_  
場所 \_\_\_\_\_  
日付 \_\_\_\_\_

□ 船員登記  
Additional verification  
署名 \_\_\_\_\_  
場所 \_\_\_\_\_  
日付 \_\_\_\_\_

**ENDORSEMENT FOR THE GRANTING OF A PERIOD OF GRACE WHERE SECTION A OF THE ISPS CODE APPLIES**  
IMO規則第A項第14.1.3項の規定により承認された船舶間に於いて、この規則第A項第14.1.4項の規定による監視機関は、規則第A項第14.2項の規定による監視機関と同一である。  
IMO規則第XII.2項の規定による監視機関は、規則第XI.2項の規定による監視機関と同一である。  
IMO規則第XII.2項の規定による監視機関は、規則第XI.2項の規定による監視機関と同一である。

The ship was found to comply with the relevant provisions of chapter XI.2 of the Convention and part A of the ISPS Code.

□ 船員登記  
Signature \_\_\_\_\_  
場所 \_\_\_\_\_  
日付 \_\_\_\_\_

**ENDORSEMENT FOR THE GRANTING OF A PERIOD OF GRACE WHERE SECTION A OF THE ISPS CODE APPLIES**

この船舶は、上記の規則第A項の規定で適用される場合において、C.1-5-1項の規定により、規則第A項第14.1.4項の規定による監視機関は、規則第A項第14.2項の規定による監視機関と同一である。

The ship complies with the relevant provisions of chapter XI.2 of the Convention and the ISPS Code, and the ISPS Code applies with section 14.1.3.

□ 船員登記  
Signature \_\_\_\_\_  
場所 \_\_\_\_\_  
日付 \_\_\_\_\_

**ENDORSEMENT WHERE THE GRANTED PERIOD OF GRACE HAS BEEN COMPLETED**

この船舶は、上記の規則第A項の規定で適用される場合において、C.1-5-1項の規定により、規則第A項第14.1.4項の規定による監視機関は、規則第A項第14.2項の規定による監視機関と同一である。

The ship complies with the relevant provisions of chapter XI.2 of the Convention and the ISPS Code, and the ISPS Code applies with section 14.1.3.

□ 船員登記  
Signature \_\_\_\_\_  
場所 \_\_\_\_\_  
日付 \_\_\_\_\_

**ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE RELATING TO THE ISPS CODE FOR A PERIOD OF GRACE WHERE SECTION A OF THE ISPS CODE APPLIES**

この船舶は、上記の規則第A項第14.1.3項の規定により、規則第A項第14.1.4項の規定による監視機関は、規則第A項第14.2項の規定による監視機関と同一である。

The ship complies with the relevant provisions of chapter XI.2 of the Convention and part A of the ISPS Code, by accepting the valid date \_\_\_\_\_.

□ 船員登記  
Signature \_\_\_\_\_  
場所 \_\_\_\_\_  
日付 \_\_\_\_\_

**ENDORSEMENT WHERE THE GRANTED PERIOD OF GRACE HAS BEEN COMPLETED**

この船舶は、上記の規則第A項第14.1.3項の規定により、規則第A項第14.1.4項の規定による監視機関は、規則第A項第14.2項の規定による監視機関と同一である。

The ship complies with the relevant provisions of chapter XI.2 of the Convention and part A of the ISPS Code, the new expiry date is \_\_\_\_\_.

□ 船員登記  
Signature \_\_\_\_\_  
場所 \_\_\_\_\_  
日付 \_\_\_\_\_

(右欄に記入) 本件は監視機関が監視する期間の終了時刻。

第九号様式（第三十四条関係）

第十号様式（第三十五条関係）

(略)  
第十一号様式（第三十六条関係）  
(略)  
第十二号様式（第四十条関係）

第十三号様式（第四十一条関係）  
(略)  
第十四号様式（第四十七条関係）  
(略)  
第十五号様式（第五十条関係）  
(略)  
第十六号様式（第五十二条関係）  
(略)  
第十七号様式（第六十四条関係）  
(略)  
第十八号様式（第七十九条関係）  
(略)

海上保安庁 臨時船舶保安証書 INTERIM INTERNATIONAL SHIP SECURITY CERTIFICATE Under the authority of the Government of Japan	
(略)	(略)
<p>船舶名 Name of ship 船舶番号又は識別字 Distinguishing number or letters :          船籍港 Port of registry          登録港 Port of registration          船籍国 Flag State          国際船舶保安規則別表第 IMO規格 所有者名 Name of owner          会社名 Name and address of the Company          証書交付日 Date of issue          COUNTERSIGNED:          (略)       </p>	
<p>この船舶は定期船舶保安証書の付与を受けて付与された臨時船舶保安証書に該する限り、其の安全を認めた。 This is a subsequent, consecutive interim security certificate. 是等十分な、適切な船舶保安証書の付与を受けた。 THIS IS TO CERTIFY THAT the requirements of section A.11.4.2 of the ISPS Code have been complied with. 船舶は船舶保安規則別表第の定める如きの如きに該する。 The ship complies with the requirements of section A.11.4.2 of the ISPS Code. 上記證書は、(略)にて交付せらる。 The Certificate is issued subject to (略). (略)       </p>	

(略)  
第十四号様式（第四十七条関係）  
(略)  
第十五号様式（第五十条関係）  
(略)  
第十六号様式（第五十二条関係）  
(略)  
第十七号様式（第六十四条関係）  
(略)  
第十八号様式（第七十九条関係）  
(略)